

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第118期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 日本ピストンリング株式会社

【英訳名】 Nippon Piston Ring Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山本 彰

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 越場 裕人

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 越場 裕人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第1四半期 連結累計期間	第118期 第1四半期 連結累計期間	第117期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	12,584	12,217	47,018
経常利益 (百万円)	776	266	2,184
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,024	211	2,013
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,464	1,537	4,329
純資産額 (百万円)	19,996	23,843	22,716
総資産額 (百万円)	59,982	61,671	61,241
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.47	2.56	24.50
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.46	2.56	24.47
自己資本比率 (%)	30.8	36.3	34.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,276	663	6,040
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△539	△1,292	△2,792
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△657	△493	△3,971
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高 (百万円)	7,907	6,214	7,163

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われていない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループが判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨年秋以降の円高是正や株高進展等により景況感に改善が見られたものの、世界経済は欧州諸国における長引く債務問題や中国をはじめとする新興国の成長率の鈍化等により先行き不透明な状況が続いた。

当グループが関連する自動車業界においては、円高是正により輸出は回復傾向にあり、日系自動車メーカーの海外生産も緩やかに増加基調にあるものの、製品改廃をすすめたこと等により、売上高は122億17百万円と前年同四半期比2.9%減となった。

損益面においては、海外拠点において税金還付請求訴訟に関する費用を計上した影響等により、営業利益は1億37百万円と前年同四半期比85.1%減、経常利益2億66百万円と前年同四半期比65.6%減、四半期純利益2億11百万円と前年同四半期比79.4%減となった。

セグメントごとの業績は次のとおりである。

①自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、円高の是正により輸出が回復傾向であること及び、日系自動車メーカーの海外生産が緩やかに増加基調になってきてること等の影響により、売上高は107億90百万円（前年同四半期比1.4%の増加）となったものの、海外拠点において税金還付請求訴訟に関する費用を計上した影響等により、セグメント利益は61百万円（前年同四半期比92.5%の減少）となった。

②船用・その他の製品事業

船用・その他の製品事業は、円高の是正により受注状況は回復傾向にあるものの、売上高は3億78百万円（前年同四半期比2.3%の減少）となり、セグメント利益は38百万円（前年同四半期比58.5%の増加）となった。

③その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、既存製品の受注減少により、10億48百万円（前年同四半期比32.6%の減少）となり、セグメント利益は37百万円（前年同四半期比53.5%の減少）となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、4億29百万円増加し、616億71百万円となった。これは主に、「受取手形及び売掛金」の増加7億54百万円、設備投資による「有形固定資産」の増加5億49百万円及び保有株式の株価上昇に伴う「投資有価証券」の増加6億32百万円に対し、「現金及び預金」の減少9億48百万円及び流動資産「その他」の減少5億51百万円があつたこと等によるものである。

負債については、前連結会計年度末に比べ、6億96百万円減少し、378億28百万円となった。これは主に、「有利子負債」の増加2億14百万円に対し、「支払手形及び買掛金」の減少6億6百万円及び「設備関係支払手形」の減少1億95百万円等によるものである。

純資産については、前連結会計年度末に比べ、11億26百万円増加し、238億43百万円となった。これは主に、「その他有価証券評価差額金」の増加4億9百万円及び「為替換算調整勘定」の増加8億66百万円に対し、「利益剰余金」の減少2億2百万円があつたこと等によるものである。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて9億49百万円減少し、62億14百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは6億63百万円の収入（前年同四半期比6億13百万円の減少）となった。これは主に、税金等調整前四半期純利益が2億66百万円となり、減価償却費が9億56百万円あつたこと及び仕入債務が8億55百万円の減少となったこと等によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは12億92百万円の支出（前年同四半期比7億53百万円の増加）となった。これは主に、固定資産の取得等によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは4億93百万円の支出（前年同四半期比1億63百万円の減少）となった。これは主に、短期借入金が6億円増加し、長期借入金を5億42百万円返済し、配当金を3億7百万円支払ったこと等によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取り組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策(以下、「本プラン」という。)の内容は次の通りである。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えている。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えている。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、I. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、II. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、III. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、IV. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

また、当社のビジネスは、下記②I. 「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっている。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性がある。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考える。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

I. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めている。

〈経営理念〉

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えている。

II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、お客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを第一に、グローバル供給体制の強化や新技術の提案、継続的な原価低減活動を推進し、「事業構造改革の推進～”やさしさ”と”うれしさ”を世界に～」を指針とし、事業基盤の拡充による企業価値の向上に努めている。

III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでいる。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものである。

II. 本プランの内容

(i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア) 大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ) 一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ) 大規模買付者は(ア) 及び(イ) の手続後に当該買付行為を開始するというものである。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとする。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められている大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂く。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」という。）として設定するものとする。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置している。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしている。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行う。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、(ア)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(イ)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」という。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとする。

(ii) 大規模買付行為がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定するが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定する。

(イ) 大規模買付者が大規模ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告する。なお、大規模買付ルールが遵守される場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告する。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとする。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを隨時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとする。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっている。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっている。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものである。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入したものである。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっている。

IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設立した。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されている。

VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社としては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格を持つライツプランとは全く性質が異なるものと考える。

VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができるとしており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっている。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億64百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	195,450,000
計	195,450,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,741,579	83,741,579	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株である。
計	83,741,579	83,741,579	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	—	83,741,579	—	9,839	—	5,810

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成25年3月31日現在の株主名簿により記載している。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,587,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 81,832,000	81,832	—
単元未満株式	普通株式 322,579	—	—
発行済株式総数	83,741,579	—	—
総株主の議決権	—	81,832	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれている。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式666株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区 本町東五丁目12番10号	1,587,000	—	1,587,000	1.90
計	—	1,587,000	—	1,587,000	1.90

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,165	6,216
受取手形及び売掛金	7,938	8,692
たな卸資産	7,930	7,992
繰延税金資産	638	549
その他	1,290	738
貸倒引当金	△44	△44
流動資産合計	24,918	24,144
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,133	8,468
機械装置及び運搬具（純額）	10,835	11,800
土地	5,018	5,047
建設仮勘定	1,904	1,085
その他（純額）	809	848
有形固定資産合計	26,701	27,250
無形固定資産合計	969	963
投資その他の資産		
投資有価証券	7,167	7,800
長期貸付金	9	6
繰延税金資産	235	246
その他	1,379	1,399
貸倒引当金	△140	△140
投資その他の資産合計	8,651	9,312
固定資産合計	36,322	37,526
資産合計	61,241	61,671

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,089	6,482
短期借入金	4,777	5,475
1年内返済予定の長期借入金	3,662	3,372
リース債務	387	408
未払法人税等	301	224
災害損失引当金	22	—
設備関係支払手形	2,066	1,871
その他	3,150	3,004
流動負債合計	21,457	20,840
固定負債		
長期借入金	11,262	11,010
リース債務	1,541	1,577
繰延税金負債	752	910
退職給付引当金	3,292	3,337
その他	219	151
固定負債合計	17,067	16,987
負債合計	38,524	37,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,839	9,839
資本剰余金	5,875	5,875
利益剰余金	5,254	5,052
自己株式	△349	△342
株主資本合計	20,620	20,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,780	3,189
繰延ヘッジ損益	△30	△15
為替換算調整勘定	△2,054	△1,187
その他の包括利益累計額合計	695	1,986
新株予約権	13	7
少数株主持分	1,387	1,423
純資産合計	22,716	23,843
負債純資産合計	61,241	61,671

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	12,584	12,217
売上原価	9,795	9,778
売上総利益	2,788	2,438
販売費及び一般管理費	1,868	2,301
営業利益	920	137
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	38	65
為替差益	—	134
その他	49	43
営業外収益合計	88	244
営業外費用		
支払利息	106	88
為替差損	94	—
その他	30	26
営業外費用合計	232	115
経常利益	776	266
特別利益		
受取補償金	514	—
特別利益合計	514	—
税金等調整前四半期純利益	1,290	266
法人税、住民税及び事業税	179	140
法人税等調整額	29	8
法人税等合計	208	149
少数株主損益調整前四半期純利益	1,082	117
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	58	△93
四半期純利益	1,024	211

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,082	117
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△392	409
繰延ヘッジ損益	23	14
為替換算調整勘定	750	996
その他の包括利益合計	381	1,420
四半期包括利益	1,464	1,537
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,320	1,501
少数株主に係る四半期包括利益	143	36

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,290	266
減価償却費	900	956
災害損失引当金の増減額（△は減少）	△77	△22
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	31	40
受取利息及び受取配当金	△39	△67
支払利息	106	88
為替差損益（△は益）	94	△134
受取補償金	△514	—
売上債権の増減額（△は増加）	△13	△440
たな卸資産の増減額（△は増加）	122	245
仕入債務の増減額（△は減少）	△481	△855
その他	△446	390
小計	974	466
利息及び配当金の受取額	39	67
利息の支払額	△73	△68
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△177	△186
補償金の受取額	514	—
補助金の受取額	—	384
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,276	663
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△520	△1,273
無形固定資産の取得による支出	△29	△18
その他	10	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△539	△1,292
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	628	600
長期借入金の返済による支出	△872	△542
配当金の支払額	△183	△307
少数株主への配当金の支払額	△142	△142
その他	△85	△100
財務活動によるキャッシュ・フロー	△657	△493
現金及び現金同等物に係る換算差額	130	173
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	210	△949
現金及び現金同等物の期首残高	7,697	7,163
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,907	※ 6,214

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	7,934百万円 △26百万円	6,216百万円 △2百万円
現金及び現金同等物	7,907百万円	6,214百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	246	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はない。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	410	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結損 益計算書 計上額 (注2)
	自動車関連製 品事業	舶用・その他 の製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	10,640	387	11,028	1,555	12,584	—	12,584
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	10,640	387	11,028	1,555	12,584	—	12,584
セグメント利益	816	24	840	79	920	—	920

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでいる。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致している。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結損 益計算書 計上額 (注2)
	自動車関連製 品事業	舶用・その他 の製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	10,790	378	11,169	1,048	12,217	—	12,217
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	10,790	378	11,169	1,048	12,217	—	12,217
セグメント利益	61	38	99	37	137	—	137

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでいる。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致している。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月 30 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	12円47銭	2円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,024	211
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,024	211
普通株式の期中平均株式数(千株)	82,136	82,162
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	12円46銭	2円56銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	89	88
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

当社は、平成23年12月26日付で、TPR株式会社との間でインドネシアでのピストンリング事業の合弁関係の発展的な解消に向けて基本合意し、その後、両者間で具体的な協議をすすめてきた。このたび、当社は、両者間の合意に至り、平成25年7月26日開催の取締役会にて、エヌティー ピストンリング インドネシア社の株式をTPR株式会社より取得し100%完全子会社化（従来当社所有割合50%）することを決議した。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(名 称) エヌティー ピストンリング インドネシア社

(事業の内容) ピストンリングの製造、販売

(2) 企業結合日

平成25年7月31日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(4) 結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はない。

(5) その他取引の概要に関する事項

アセアンにおける顧客ニーズへの対応や成長戦略に関し、独自色をより鮮明に出しうる形での展開を図るべく、100%完全子会社化することとした。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として会計処理を行う。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価（現金） 1,545百万円

(2) 発生したのれんに関する事項

現時点では未確定である。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

日本ピストンリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺伸啓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米村仁志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ピストンリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。